

第4 租税特別措置法関係通達（連結納税編）関係

平成15年2月28日付課法2-5ほか1課共同「租税特別措置法関係通達（連結納税編）の制定について」（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>第1章 共通規定 第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小連結親法人 第3款 その他 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係 第68条の10（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第68条の14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係 第68条の15（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償</p>	<p>第1章 共通規定 第68条の2～第68条の3（共通事項）関係</p> <p>第1章の2 中小企業者等である連結法人の法人税率の特例 第68条の8（中小企業者等である連結法人の法人税率の特例）関係</p> <p>第2章 連結法人の特別税額控除及び減価償却の特例 第68条の9（試験研究を行った場合の法人税額の特別控除）関係 第1款 試験研究費の額 第2款 中小連結親法人 第3款 その他 第68条の10～第68条の36（共通事項）関係 第68条の10（エネルギー環境負荷低減推進設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の11（中小連結法人が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係 第68条の13（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）関係 第68条の14（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係 第68条の15（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償</p>

<p>却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p><u>第 68 条の 15 の 2 (地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特 別償却又は法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>第 68 条の 15 の 3 (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>第 68 条の 15 の 4 (特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 5 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控 除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 6 (生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 7 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 68 条の 19 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研 究施設の特別償却) 関係</p> <p><u>第 68 条の 24 (共同利用施設の特別償却) 関係</u></p> <p><u>第 68 条の 25 (特定農産加工品生産設備の特別償却) 関係</u></p> <p>第 68 条の 26 (特定信頼性向上設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 29 (医療用機器の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p>	<p>却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p><u>第 68 条の 15 の 2 (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p><u>第 68 条の 15 の 3 (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は 法人税額の特別控除) 関係</u></p> <p>第 68 条の 15 の 4 (特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償 却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 5 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控 除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 6 (生産性向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額 の特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 15 の 7 (法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 16 (特定設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 1 款 共通事項</p> <p>第 2 款 公害防止設備</p> <p>第 3 款 海洋運輸業等</p> <p>第 68 条の 19 (関西文化学術研究都市の文化学術研究地区における文化学術研 究施設の特別償却) 関係</p> <p><u>第 68 条の 25 (特定農産加工品生産設備等の特別償却) 関係</u></p> <p><u>第 1 款 特定農産加工品生産設備</u></p> <p><u>第 2 款 新用途米穀加工品等製造設備</u></p> <p>第 68 条の 26 (特定信頼性向上設備等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 27 (特定地域における工業用機械等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 29 (医療用機器等の特別償却) 関係</p> <p>第 68 条の 31 (障害者を雇用する場合の機械等の割増償却) 関係</p>
---	--

- 第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係
- 第 68 条の 35 (特定都市再生建築物等の割増償却) 関係
- 第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係
- 第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係

第 3 章 連結法人の準備金等

- 第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係
- 第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係
- 第 68 条の 43 の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係
- 第 68 条の 43 の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係
- 第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係
- 第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係
- 第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係
- 第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係
- 第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係
- 第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係
- 第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係
- 第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係
- 第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係
- 第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係
- 第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

第 4 章 削 除

第 68 条の 32 (支援事業所取引金額が増加した場合の 3 年以内取得資産の割増償却) 関係

第 68 条の 33 (次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物等の割増償却) 関係

- 第 68 条の 34 (サービス付き高齢者向け賃貸住宅の割増償却) 関係
- 第 68 条の 35 (特定再開発建築物等の割増償却) 関係
- 第 68 条の 36 (倉庫用建物等の割増償却) 関係
- 第 68 条の 41 (準備金方式による特別償却) 関係

第 3 章 連結法人の準備金等

- 第 68 条の 43～第 68 条の 58 (共通事項) 関係
- 第 68 条の 43 (海外投資等損失準備金) 関係
- 第 68 条の 43 の 2 (新事業開拓事業者投資損失準備金) 関係
- 第 68 条の 43 の 3 (特定事業再編投資損失準備金) 関係
- 第 68 条の 44 (金属鉱業等鉱害防止準備金) 関係
- 第 68 条の 46 (特定災害防止準備金) 関係
- 第 68 条の 48 (新幹線鉄道大規模改修準備金) 関係
- 第 68 条の 53 (使用済燃料再処理準備金) 関係
- 第 68 条の 54 (原子力発電施設解体準備金) 関係
- 第 68 条の 55 (保険会社等の異常危険準備金) 関係
- 第 68 条の 56 (原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金) 関係
- 第 68 条の 57 (関西国際空港用地整備準備金) 関係
- 第 68 条の 57 の 2 (中部国際空港整備準備金) 関係
- 第 68 条の 58 (特定船舶に係る特別修繕準備金) 関係
- 第 68 条の 59 (中小連結法人等の貸倒引当金の特例) 関係

第 4 章 削 除

第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係

第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）関係

第6章の2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例

第68条の63の2（国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例）関係

第7章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例

第68条の64（農業経営基盤強化準備金）関係

第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

第5章 連結法人の鉱業所得の課税の特例

第68条の61（探鉱準備金又は海外探鉱準備金）関係

第6章 連結法人である沖縄の認定法人の課税の特例

第68条の63（沖縄の認定法人の連結所得の特別控除）関係

第6章の2 国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例

第68条の63の2（国際戦略総合特別区域における連結法人である指定特定事業法人の課税の特例）関係

第6章の3 連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例

第68条の63の3（連結法人である認定研究開発事業法人等の課税の特例）関係

第7章 連結法人である認定農業生産法人等の課税の特例

第68条の64（農業経営基盤強化準備金）関係

第68条の65（農用地等を取得した場合の課税の特例）関係

第8章 連結法人の交際費等の課税の特例

第68条の66（交際費等の損金不算入）関係

第1款 交際費等の範囲

第2款 損金不算入額の計算

第9章 連結法人の土地の譲渡等がある場合の特別税率

第68条の68（土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係

<p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第68条の70～第68条の85（共通事項）関係</p> <p>第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の</p>	<p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第68条の69（短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率）関係</p> <p>第1款 課税対象の範囲等</p> <p>第2款 収益の額</p> <p>第3款 原価の額</p> <p>第4款 直接又は間接に要した経費の額等</p> <p>第5款 適用除外関係</p> <p>第6款 その他</p> <p>第10章 連結法人の資産の譲渡の場合の課税の特例</p> <p>第68条の70～第68条の85（共通事項）関係</p> <p>第68条の70～第68条の73（収用等の場合の課税の特例）関係</p> <p>第1款 収用等の範囲</p> <p>第2款 補償金の範囲等</p> <p>第3款 圧縮記帳等の計算</p> <p>第4款 収用証明書等</p> <p>第68条の73（収用換地等の場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の74（特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の75（特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の連結所得の特別控除）関係</p> <p>第68条の76（農地保有の合理化のために農地等を譲渡した場合の連結所得の</p>
---	---

<p>特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 の 2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 78~第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 68 条の 82 及び第 68 条の 83 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 84 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 85 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第 3 款 比較対象取引</p>	<p>特別控除) 関係</p> <p>第 68 条の 76 の 2 (特定の長期所有土地等の連結所得の特別控除) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 68 条の 77 (資産の譲渡に係る特別控除額の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 78~第 68 条の 80 (特定の資産の買換えの場合等の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 事業の用に供したことの意義等</p> <p>第 3 款 圧縮限度額の計算等</p> <p>第 4 款 特別勘定</p> <p>第 5 款 その他</p> <p>第 68 条の 82 及び第 68 条の 83 (大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 84 (特定普通財産とその隣接する土地等の交換の場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 68 条の 85 (平成 21 年及び平成 22 年に土地等の先行取得をした場合の課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 対象資産の範囲等</p> <p>第 2 款 その他</p> <p>第 11 章 連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例等</p> <p>第 68 条の 88 (連結法人の国外関連者との取引に係る課税の特例) 関係</p> <p>第 1 款 特殊の関係</p> <p>第 2 款 独立企業間価格の算定方法の選定</p> <p>第 3 款 比較対象取引</p>
---	---

- 第4款 独立企業間価格の算定
- 第5款 利益分割法の適用
- 第6款 取引単位営業利益法の適用
- 第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用
- 第8款 申告調整等
- 第9款 国外移転所得金額の取扱い等
- 第10款 その他

第12章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

- 第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）関係
- 第68条の89の2及び第68条の89の3（連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例）関係

第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

- 第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係
- 第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）関係

第14章 連結法人のその他の特例

- 第68条の94（技術研究組合の連結所得の計算の特例）関係
- 第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係
- 第68条の99（社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例）関係
- 第68条の101（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）関係

- 第4款 独立企業間価格の算定
- 第5款 利益分割法の適用
- 第6款 取引単位営業利益法の適用
- 第7款 棚卸資産の売買以外の取引における独立企業間価格の算定方法の適用
- 第8款 申告調整等
- 第9款 国外移転所得金額の取扱い等
- 第10款 その他

第12章 連結法人の関連者等に係る利子等の課税の特例

- 第68条の89（連結法人の国外支配株主等に係る負債の利子等の課税の特例）関係
- 第68条の89の2及び第68条の89の3（連結法人の関連者等に係る純支払利子等の課税の特例）関係

第13章 連結法人の特定外国子会社等に係る所得等の課税の特例

- 第68条の90～第68条の93（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）関係
- 第68条の93の2～第68条の93の5（特殊関係株主等である連結法人に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例）関係

第14章 連結法人のその他の特例

- 第68条の94（技術研究組合の連結所得の計算の特例）関係
- 第68条の95（特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例）関係
- 第68条の99（社会保険診療報酬の連結所得の計算の特例）関係
- 第68条の101（農業生産法人の肉用牛の売却に係る連結所得の課税の特例）関係

<p style="text-align: center;">係</p> <p>第 68 条の 102 (《<u>転廃業助成金等に係る課税の特例</u>》) 関係</p> <p>第 68 条の 102 の 2 (《<u>中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例</u>》) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (《<u>特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例</u>》) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (《<u>連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例</u>》) 関係</p> <p>第 68 条の 107 の 2 (《<u>連結法人の連結国外所得金額の計算の特例</u>》) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (《<u>特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例</u>》) 関係</p>	<p style="text-align: center;">係</p> <p>第 68 条の 102 (《<u>転廃業助成金等に係る課税の特例</u>》) 関係</p> <p>第 68 条の 102 の 2 (《<u>中小連結法人等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例</u>》) 関係</p> <p>第 68 条の 103 (《<u>特定株式投資信託の収益の分配に係る受取配当等の益金不算入の特例</u>》) 関係</p> <p>第 68 条の 105 の 2 (《<u>連結法人の組合事業等による損失がある場合の課税の特例</u>》) 関係</p> <p>第 68 条の 107 の 2 (《<u>連結法人の連結国外所得金額の計算の特例</u>》) 関係</p> <p>第 68 条の 108 (《<u>特定の協同組合等である連結親法人の法人税率の特例</u>》) 関係</p>
--	--

二 第 68 条の 9 (《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>68 の 9(1) - 1<u>同条第 6 項第 1 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>国立研究開発法人科学技術振興機構</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>④ 1</p> <p>2</p> <p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p>68 の 9(1) - 2 <u>措置法第 68 条の 9 第 4 項第 1 号</u>.....<u>同条第 6 項第 7 号</u> <u>同項第 8 号</u>.....<u>措置法令第 39 条の 39 第 8 項</u>..... <u>措置法第 68 条の 9 第 6 項第 7 号</u>.....</p>	<p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>68 の 9(1) - 1<u>同条第 12 項第 1 号</u>.....</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>独立行政法人科学技術振興機構</u>.....</p> <p>(3)</p> <p>④ 1</p> <p>2</p> <p>(試験研究費の額の統一的計算)</p> <p>68 の 9(1) - 2 <u>措置法第 68 条の 9 第 9 項第 1 号</u>.....<u>同条第 12 項第 10 号</u> <u>同項第 11 号</u>.....<u>措置法令第 39 条の 39 第 17 項</u>..... <u>措置法第 68 条の 9 第 12 項第 10 号</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(連結完全支配関係を有することとなった場合の比較試験研究費の額)</p> <p>68 の 9 (1) - 8 <u>措置法第 68 条の 9 第 6 項第 7 号</u>.....</p> <p>(加入法人・離脱法人が存在する場合の基準試験研究費の額)</p> <p>68 の 9 (1) - 9 <u>措置法第 68 条の 9 第 6 項第 8 号</u>.....</p> <p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 9 (2) - 1<u>措置法第 68 条の 9 第 2 項</u>.....</p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p>68 の 9 (2) - 2 <u>措置法令第 39 条の 39 第 4 項</u>.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68 の 9 (2) - 3 <u>措置法令第 39 条の 39 第 4 項</u>.....</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(連結完全支配関係を有することとなった場合の比較試験研究費の額)</p> <p>68 の 9 (1) - 8 <u>措置法第 68 条の 9 第 12 項第 10 号</u>.....</p> <p>(加入法人・離脱法人が存在する場合の基準試験研究費の額)</p> <p>68 の 9 (1) - 9 <u>措置法第 68 条の 9 第 12 項第 11 号</u>.....</p> <p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 9 (2) - 1<u>措置法第 68 条の 9 第 6 項</u>..... <u>④ 措置法第 68 条の 9 第 7 項の規定の適用を受ける連結親法人であるかどうかの判定は、同項に規定する繰越中小連結法人税額控除限度超過額の生じた連結事業年度終了の時ににおいて中小連結親法人に該当するかどうかによるのであるから、同項の規定の適用を受ける連結事業年度終了の時ににおいても中小連結親法人に該当する必要はないことに留意する。</u></p> <p>(従業員数基準の適用)</p> <p>68 の 9 (2) - 2 <u>措置法令第 39 条の 39 第 13 項</u>.....</p> <p>(常時使用する従業員の範囲)</p> <p>68 の 9 (2) - 3 <u>措置法令第 39 条の 39 第 13 項</u>.....</p> <p><u>(連結繰越税額控除限度超過額を有する場合等の重複適用)</u></p> <p>68 の 9 (3) - 1 <u>措置法第 68 条の 9 第 6 項の規定の適用に当たって、例えば、その適用を受けようとする連結事業年度において同条第 3 項に規定する連結繰越税</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(連結事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p><u>68の9(3)-1 措置法令第39条の39第5項第2号、第5号又は第6号</u>…………… ……連結法人と共同し若しくは連結法人から委託を受けて試験研究を行う者 <u>又は連結法人から同号に規定する知的財産権（以下「知的財産権」という。）</u> <u>の使用料の支払を受ける者</u>……………同項第2号に規定する他の者又は同 項第5号若しくは第6号に規定する特定中小企業者等……………試験研究 のために要する費用又は知的財産権の使用料の額は、<u>措置法第68条の9第6項</u> <u>第6号に規定する特別試験研究費の額（以下「特別試験研究費の額」という。）</u> ……………</p> <p>(注) 連結法人と共同し若しくは連結法人から委託を受けて試験研究を行う者又 <u>は連結法人から知的財産権の使用料の支払を受ける者</u>……………<u>措置法</u> <u>令第39条の39第5項第2号に規定する他の者又は同項第5号若しくは第6</u> <u>号に規定する特定中小企業者等</u>……………試験研究のために要する費用 <u>又は知的財産権の使用料の全額が、特別試験研究費の額</u>……………</p> <p>(<u>知的財産権の使用料</u>)</p> <p><u>68の9(3)-2 連結法人が措置法令第39条の39第5項第6号の特定中小企業者</u> <u>等からその有する知的財産権の設定又は許諾を受けて行う試験研究のために要</u> <u>する費用の額のうち、措置法規則第22条の23第11項に規定する知的財産権の</u></p>	<p><u>額控除限度超過額がある場合であっても、同一の連結事業年度において同項を</u> <u>重複して適用することはできず、いずれかの規定の適用に限られることに留意</u> <u>する。</u></p> <p><u>同条第7項の規定の適用に当たっての同条第1項の規定の適用についても、</u> <u>同様とする。</u></p> <p>(連結事業年度の中途において他の者等に該当しなくなった場合の適用)</p> <p><u>68の9(3)-2 措置法令第39条の39第9項第2号又は第5号</u>……………連 結法人と共同し又は連結法人から委託を受けて試験研究を行う者…………… ……同項第2号に規定する他の者又は同項第5号に規定する特定中小企業者…………… ……………試験研究のために要する費用の額は、<u>措置法第68条の9第12項第</u> <u>3号に規定する特別試験研究費の額</u>……………</p> <p>(注) 連結法人と共同し又は連結法人から委託を受けて試験研究を行う者…………… ……………<u>措置法令第39条の39第9項第2号に規定する他の者又は同項第5</u> <u>号に規定する特定中小企業者</u>……………試験研究のために要する費用の 全額が、<u>措置法第68条の9第12項第3号に規定する特別試験研究費の額</u>…………… ……………</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>使用料の額以外のものであっても、試験研究費に該当する費用の額は措置法第68条の9第1項又は第2項の規定の適用があることに留意する。</u></p> <p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>68の9(3)-3 移転事業 (措置法令第39条の39第12項…………… 同条第19項…………… (注) ………………</p>	<p>(移転試験研究費の額等の区分に係る合理的な方法)</p> <p>68の9(3)-3 移転事業 (措置法令第39条の39第21項…………… 同条第28項…………… (注) ………………</p>

三 第68条の10～第68条の36(共通事項)関係

改 正 後	改 正 前
<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68の10～68の36(共)-1 措置法第68条の10第1項及び第6項、第68条の11第1項から第4項まで、第68条の14第1項、第68条の15第1項、<u>第68条の15の2第1項</u>、第68条の15の4第1項、第68条の15の6第1項から第4項まで、第68条の16、第68条の17、第68条の19、第68条の24から第68条の27まで、第68条の29、<u>第68条の31並びに第68条の33から第68条の36まで……………</u></p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68の10～68の36(共)-2 ……………措置法第68条の10第1項及び第6項、第68条の11第1項及び第2項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、<u>第68条の15の2第1項</u>、第68条の15の4第1項、第68条の15の6第1項及び第2項、第68条の16、第68条の17、第68条の19、第68条の24から第</p>	<p>(特定設備等の特別償却の計算)</p> <p>68の10～68の36(共)-1 措置法第68条の10第1項及び第6項、第68条の11第1項から第4項まで、第68条の14第1項、第68条の15第1項、<u>第68条の15の3第1項</u>、第68条の15の4第1項、第68条の15の6第1項から第4項まで、第68条の16、第68条の17、第68条の19、第68条の24から第68条の27まで、第68条の29<u>並びに第68条の31から第68条の36まで……………</u></p> <p>(特別償却等の適用を受けたものの意義)</p> <p>68の10～68の36(共)-2 ……………措置法第68条の10第1項及び第6項、第68条の11第1項及び第2項、第68条の14第1項、第68条の15第1項、<u>第68条の15の3第1項</u>、第68条の15の4第1項、第68条の15の6第1項及び第2項、第68条の16、第68条の17、第68条の19、第68条の24から第</p>

改 正 後	改 正 前
<p>68 条の 27 まで、第 68 条の 29、<u>第 68 条の 31 並びに第 68 条の 33 から第 68 条の 36 まで</u>の規定（同法第 42 条の 5 第 1 項及び第 6 項、第 42 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、<u>第 42 条の 12 第 1 項</u>、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 第 1 項及び第 2 項、第 43 条から第 44 条まで並びに第 44 条の 3 から第 48 条まで……………</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>68 の 10～68 の 36（共）-3 措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、<u>第 68 条の 14 から第 68 条の 15 の 2 まで</u>、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 6、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第 68 条の 34 から第 68 条の 36 まで……………</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 ……………</p>	<p>68 条の 27 まで、第 68 条の 29 <u>並びに第 68 条の 31 から第 68 条の 36 まで</u>の規定（同法第 42 条の 5 第 1 項及び第 6 項、第 42 条の 6 第 1 項及び第 2 項、第 42 条の 10 第 1 項、第 42 条の 11 第 1 項、<u>第 42 条の 12 の 2 第 1 項</u>、第 42 条の 12 の 3 第 1 項、第 42 条の 12 の 5 第 1 項及び第 2 項、第 43 条から第 44 条まで並びに第 44 条の 3 から第 48 条まで……………</p> <p>（適格合併等があった場合の特別償却等の適用）</p> <p>68 の 10～68 の 36（共）-3 措置法第 68 条の 10、第 68 条の 11、<u>第 68 条の 14、第 68 条の 15、第 68 条の 15 の 3、第 68 条の 15 の 4、第 68 条の 15 の 6、第 68 条の 16、第 68 条の 17、第 68 条の 19、第 68 条の 24 から第 68 条の 27 まで、第 68 条の 29 及び第 68 条の 34 から第 68 条の 36 まで</u>……………</p> <p>⑥1 ……………</p> <p>2 ……………</p>

四 第 68 条の 14（（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）関係）

改 正 後	改 正 前
<p>（開発研究用資産の償却費）</p> <p>68 の 14-9 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 9 第 6 項第 6 号に規定する<u>特別試験研究費の額</u>（以下 68 の 14-9 において「<u>特別試験研究費の額</u>」という。）……………</p> <p>……</p> <p>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</p>	<p>（開発研究用資産の償却費）</p> <p>68 の 14-9 ……………</p> <p>……………措置法第 68 条の 9 第 12 項第 3 号に規定する<u>特別試験研究費</u>（以下 68 の 14-9 において「<u>特別試験研究費</u>」という。）<u>の額</u>……………</p> <p>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</p>

改 正 後	改 正 前
68の14-10 措置法第68条の14第8項…………… <u>同条第8項第1号</u> …………… …………… <u>同条第8項第3号</u> ……………	68の14-10 措置法第68条の14第9項…………… <u>同条第9項第1号</u> …………… …………… <u>同条第9項第3号</u> ……………

五 第68条の15の2（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係

改 正 後	改 正 前
<u>第68条の15の2（地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除）関係</u>	(新 設)
<u>（特別償却等の対象となる建物の附属設備）</u>	(新 設)
<u>68の15の2-1 措置法第68条の15の2第1項に規定する建物の附属設備は、当該建物とともに取得又は建設（以下「取得等」という。）をする場合における建物附属設備に限られることに留意する。</u>	
<u>（中小連結法人であるかどうかの判定の時期）</u>	(新 設)
<u>68の15の2-2 連結法人が、措置法令第39条の45の2第1項に規定する「中小連結法人」（以下「中小連結法人」という。）に該当する連結法人であるかどうかは、その取得等をした措置法第68条の15の2第1項に規定する建物及びその附属設備並びに構築物を事業の用に供した日の現況によって判定するものとする。</u>	
<u>（圧縮記帳の適用を受けた場合の特定建物等の取得価額要件の判定）</u>	(新 設)
<u>68の15の2-3 措置法令第39条の45の2第1項に規定する一の建物及びその附属設備並びに構築物の取得価額の合計額が2,000万円以上（中小連結法人に</u>	

改 正 後	改 正 前
<p><u>あつては1,000万円以上)であるかどうかを判定する場合において、その一の建物及びその附属設備並びに構築物が法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条から第49条までの規定による圧縮記帳の適用を受けたものであるとき(68の15の2-4(2)に掲げる場合を含む。)</u>は、その圧縮記帳後の金額(68の15の2-4(2)に掲げる場合にあつては、68の15の2-4(2)に定める金額)に基づいてその判定を行うものとする。</p> <p><u>(国庫補助金等の圧縮記帳の適用を受ける場合の取得価額)</u></p> <p><u>68の15の2-4 措置法第68条の15の2第2項に規定する税額控除限度額を計算する場合における同条第1項に規定する特定建物等(以下「特定建物等」という。)の取得価額は、次に掲げる場合には、それぞれ次に定める金額による。</u></p> <p><u>(1) 連結法人が取得等をした特定建物等につき、当該取得等をして事業の用に供した連結事業年度(以下68の15の2-4において「供用年度」という。)において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受ける場合 令第54条第3項の規定により同条第1項の取得価額とみなすこととされた金額</u></p> <p><u>(2) 連結法人が取得等をした特定建物等につき、供用年度後の連結事業年度において法第81条の3第1項の規定により同項の個別損金額を計算する場合の法第42条又は第44条の規定の適用を受けることが予定されている場合 令第54条第1項各号に掲げる金額から法第42条第1項に規定する国庫補助金等(以下「国庫補助金等」という。)の交付予定金額を控除した金額</u></p> <p><u>① (2)の国庫補助金等の交付予定金額は、供用年度終了の日において見込まれる金額による。</u></p> <p><u>2 特定建物等の供用年度において、当該特定建物等を対象とした国庫補助金等の交付を受けていない場合で、連結法人が、措置法第68条の15の2</u></p>	<p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額を(2)に定める金額によることなく令第54条第1項各号に掲げる金額により申告をしたときは、供用年度後の連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度）において連結基本通達9-2-3（基本通達10-2-2を含む。）の取扱いの適用はないことに留意する。</u></p> <p><u>（特定建物等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算）</u></p> <p><u>68の15の2-5 連結法人が特定建物等（措置法第42条の12第1項に規定する特定建物等を含む。）を事業の用に供した日を含む連結事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「供用年度」という。）後の連結事業年度において当該特定建物等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった特定建物等に係る措置法第68条の15の2第2項（同法第42条の12第2項を含む。）に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>（解散の日を含む連結事業年度の意義）</u></p> <p><u>68の15の2-6 措置法第68条の15の2第4項の規定により同条第1項及び第2項の規定の適用がない同条第4項第1号及び第2号に掲げる連結法人は、同条第1項及び第2項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散（合併による解散を除く。）の日を含む連結事業年度においては、当該連結子法人及び同条第4項第3号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第1項及び第2項の規定の適用を受けることができる。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

六 第 68 条の 15 の 3 (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 68 条の 15 の 3</u> (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>68 の 15 の 3-1</u> 連結親法人が措置法第 68 条の 15 の 3 第 1 項……………</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>68 の 15 の 3-2</u> 措置法第 68 条の 15 の 3 第 5 項第 8 号……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>	<p><u>第 68 条の 15 の 2</u> (雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(中小連結親法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p><u>68 の 15 の 2-1</u> 連結親法人が措置法第 68 条の 15 の 2 第 1 項……………</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p><u>68 の 15 の 2-2</u> 措置法第 68 条の 15 の 2 第 2 項第 6 号……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p>

七 旧第 68 条の 15 の 3 (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>第 68 条の 15 の 3</u> (国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の特別控除) 関係</p> <p>(生産等設備の範囲)</p> <p><u>68 の 15 の 3-1</u> 措置法第 68 条の 15 の 3 第 1 項に規定する生産等設備(以下「生産等設備」という。)とは、例えば、製造業を営む連結法人の工場、小売業を営む連結法人の店舗又は自動車整備業を営む連結法人の作業場のように、その連結法人が行う生産活動、販売活動、役務提供活動その他収益を稼得するために行う活動(以下これらを「生産等活動」という。)の用に直接供される減価償却資産で構成されているものをいう。したがって、例えば、本店、寄宿舎等</p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>の建物、事務用器具備品、乗用自動車、福利厚生施設のようなものは、これに該当しない。</u></p> <p><u>④1 一棟の建物が本店用と店舗用に共用される場合など、減価償却資産の一部が連結法人の生産等活動の用に直接供されるもの（以下「共用資産」という。）については、その全てが生産等設備となることに留意する。</u></p> <p><u>2 連結法人がその有する共用資産を生産等活動の用に供される部分とそれ以外の用に供される部分とに合理的に区分し、これに基づいて措置法第68条の15の3第1項に規定する生産等資産の取得価額の合計額及び同項に規定する比較取得資産総額を計算している場合には、継続適用を条件としてこれを認める。</u></p> <p><u>(償却費として損金経理をした金額)</u></p> <p><u>68の15の3-2 措置法第68条の15の3第1項に規定する「償却費として損金経理（……）をした金額」には、連結基本通達6-5-1又は6-5-2の取扱いにより償却費として損金経理をした金額に該当するものとされる金額は含まれないことに留意する。</u></p> <p><u>(生産等資産の取得価額の合計額が償却費基準等を満たすかどうかの判定)</u></p> <p><u>68の15の3-3 措置法第68条の15の3第1項に規定する生産等資産(以下「生産等資産」という。)で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が同項に規定する「その有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理（……）をした金額」及び「当該適用対象年度開始の日の前日を含む連結事業年度における生産等資産の取得価額の合計額……の100分の110に相当する金額」を超えるかどうかについては、当該生産等資産のうち同条第3項に規定する特別償却に関する他の規定の適用</u></p>
(廃 止)	
(廃 止)	

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p>	<p><u>を受けるものがある場合であっても、当該特別償却に関する他の規定の適用を受けるものの取得価額を含めたところにより判定することに留意する。</u></p> <p><u>(圧縮記帳をした生産等資産の取得価額)</u></p> <p><u>68の15の3-4 生産等資産のうち法又は措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けたものがある場合において、当該生産等資産で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価額の合計額が措置法第68条の15の3第1項に規定する「その有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理(……)をした金額」及び「当該適用対象年度開始の日の前日を含む連結事業年度における生産等資産の取得価額の合計額……の100分の110に相当する金額」を超えるかどうかを判定するときは、その圧縮記帳の適用を受けた生産等資産の取得価額は、圧縮記帳前の実際の取得価額によるものとする。</u></p> <p><u>④ 法の規定による圧縮記帳の適用を受けた生産等資産が同項に規定する機械等に該当する場合には、同項の規定による特別償却限度額又は同条第2項の規定による税額控除限度額の計算の基礎となる取得価額は、圧縮記帳後の取得価額によることに留意する。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(機械等の範囲)</u></p> <p><u>68の15の3-5 措置法第68条の15の3第1項に規定する機械等には、措置法第68条の78の規定による圧縮記帳の適用を受けたこと等により措置法第68条の15の3の適用がないものとされる減価償却資産は含まれないことに留意する。</u></p> <p>(廃 止)</p> <p><u>(貸付けの用に供したものに該当しない資産の貸与)</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>(廃 止)</p> <p>(廃 止)</p>	<p><u>68の15の3-6</u> 連結法人が、その取得又は製作若しくは建設をした機械及び装置を自己の下請業者に貸与した場合において、当該機械及び装置が専ら当該連結法人のためにする国内における製品の加工等の用に供されるものであるときは、当該機械及び装置は国内にある当該連結法人の営む事業の用に供したものととして措置法第68条の15の3の規定を適用する。</p> <p><u>(贈与による取得があったものとされる場合の適用除外)</u></p> <p><u>68の15の3-7</u> 措置法第68条の15の3第1項の規定により、贈与による取得は同項の取得に該当しないのであるから、次に掲げる場合は、次によることに留意する。</p> <p>(1) <u>減価償却資産を著しく低い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受けの時における当該減価償却資産の価額との差額に相当する金額について贈与を受けたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該譲受価額による取得があったものとする。</u></p> <p>(2) <u>減価償却資産を著しく高い価額で譲り受けた場合において、その譲受価額と譲受けの時における当該減価償却資産の価額との差額に相当する金額の贈与をしたものと認められるときは、同条の規定の適用に当たっては、当該減価償却資産の価額による取得があったものとする。</u></p> <p><u>(機械等の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算)</u></p> <p><u>68の15の3-8</u> 連結法人が措置法第68条の15の3第1項(同法第42条の12の2第1項を含む。)に規定する機械等を事業の用に供した日を含む連結事業年度(その事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「供用年度」という。)後の連結事業年度において当該機械等の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って当該値引きのあった機械等に</p>

改 正 後	改 正 前
(廃 止)	<p><u>係る措置法第 68 条の 15 の 3 第 2 項 (同法第 42 条の 12 の 2 第 2 項を含む。)</u> <u>に規定する税額控除限度額の修正を行うものとする。</u></p> <p><u>(解散の日を含む連結事業年度の意義)</u></p> <p><u>68 の 15 の 3-9 措置法第 68 条の 15 の 3 第 5 項の規定により同条第 1 項及び第 2 項の規定の適用がない同条第 5 項第 1 号及び第 2 号に掲げる連結法人は、同条第 1 項及び第 2 項の規定を適用しようとする連結事業年度において合併以外の事由により解散した連結法人に限られることに留意する。したがって、連結子法人の解散 (合併による解散を除く。)</u>の日を含む連結事業年度においては、<u>当該連結子法人及び同条第 5 項第 3 号に掲げる清算中の連結子法人以外の連結法人は、同条第 1 項及び第 2 項の規定の適用を受けることができる。</u></p>

八 第 68 条の 15 の 5 (雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除) 関係

改 正 後	改 正 前
<p>(給与等の範囲)</p> <p>68 の 15 の 5-1 の 2<u>同項第 3 号、第 4 号及び第 6 号</u>.....</p> <p>(出向先法人が支出する給与負担金)</p> <p>68 の 15 の 5-3<u>措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号</u>.....</p>	<p>(給与等の範囲)</p> <p>68 の 15 の 5-1 の 2<u>同項第 3 号から第 5 号まで</u>.....</p> <p>(出向先法人が支出する給与負担金)</p> <p>68 の 15 の 5-3<u>措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 3 号から第 5 号まで</u>.....</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(資産の取得価額に算入された給与等)</p> <p>68 の 15 の 5-4 <u>措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 3 号、第 4 号及び第 6 号</u>…… ……………</p> <p>(継続雇用制度対象者の判定)</p> <p>68 の 15 の 5-5 <u>措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 7 号</u>……………<u>同項第 8 号</u>……………</p>	<p>(資産の取得価額に算入された給与等)</p> <p>68 の 15 の 5-4 <u>措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 3 号から第 5 号まで</u>…………… ……………</p> <p>(継続雇用制度対象者の判定)</p> <p>68 の 15 の 5-5 <u>措置法第 68 条の 15 の 5 第 2 項第 6 号</u>……………<u>同項第 7 号</u>……………</p>

九 第 68 条の 15 の 7 ((法人税の額から控除される特別控除額の特例) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(控除可能期間の判定)</p> <p>68 の 15 の 7-1 ……………</p> <p>(注) ……………<u>連結繰越税額控除限度超過額</u>をいう。</p>	<p>(控除可能期間の判定)</p> <p>68 の 15 の 7-1 ……………</p> <p>(注) ……………<u>連結繰越税額控除限度超過額及び繰越中小連結法人税額控除限度超過額</u>をいう。</p>

十 第 68 条の 16 ((特定設備等の特別償却) 関係)

改 正 後	改 正 前
<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 16(2)-2 ……………</p> <p>……………<u>同項第 5 号</u>……………</p>	<p>(中小連結法人であるかどうかの判定の時期)</p> <p>68 の 16(2)-2 ……………</p> <p>……………<u>同項第 7 号</u>……………</p>